

9.7 自然との触れ合い活動の場

9.7.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.7-2に示すとおりである。

表 9.7-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合い活動の場調査	春季	平日：平成27年5月28日(木) 休日：平成27年5月31日(日)	6:30～17:00
	夏季	平日：平成27年8月3日(月) 休日：平成27年8月1日(土)	6:30～17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30～17:00
	冬季	平日：平成27年1月16日(金) 休日：平成27年1月17日(土)	6:30～17:00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江戸川区基本計画（後期）」（平成 24 年 2 月 江戸川区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

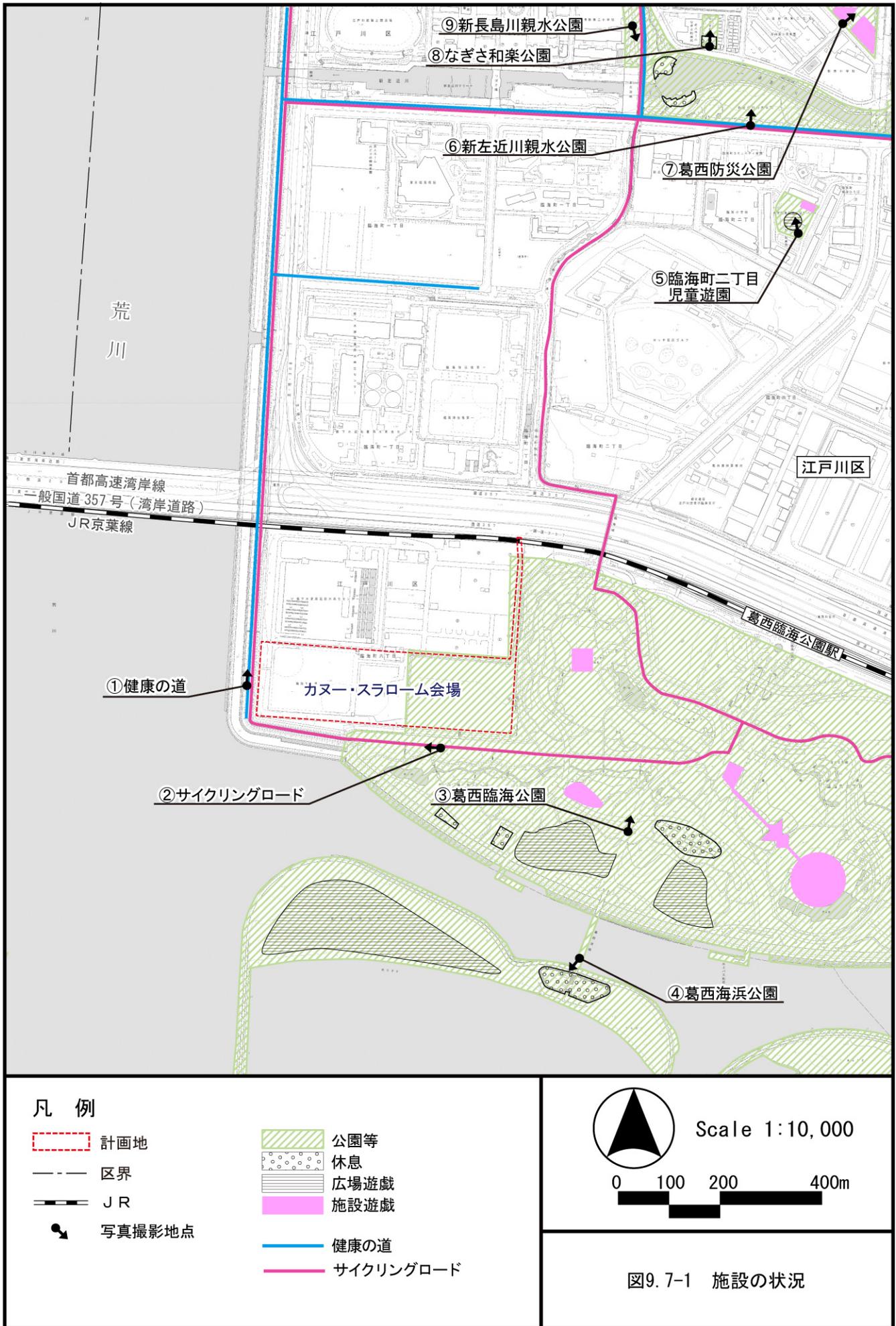
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や特別保護区、緑道等を抽出した。

計画地内は、東側が葛西臨海公園の駐車場、屋外利用地・仮設建物、西側が江戸川区臨海球技場第二となっている。計画地周辺には、健康の道、サイクリングロード、東側に葛西臨海公園、南側に葛西海浜公園が存在し、自然との触れ合い活動の場が広がっている。また、計画の北側には、一般国道 357 号（湾岸道路）を越えた北側に臨海町二丁目児童遊園、新左近川親水公園、葛西防災公園、なぎさ和楽公園、新長島川親水公園の自然との触れ合い活動の場が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.7-3、図 9.7-1 に、状況は写真 9.7-1 に示すとおりである。

表 9.7-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	健康の道	江戸川区葛西七丁目－南葛西陸橋 (約 7.0km)	親水公園や新中川の堤防上に距離表示板が設置され、ウォーキングや散策を気軽に親しむことのできる健康の道づくりを、江戸川区が進めている。
	②	サイクリングロード	江戸川区上一色三丁目－江戸川区葛西七丁目 (約 25km)	江戸川区北端から中川の水辺を通って東京湾岸に至り、葛西臨海公園を經由して、荒川の水辺を走る葛西南部地域を中心としたサイクリングコース。
公園、 児童遊園	③	葛西臨海公園	江戸川区臨海町 6 丁目 (約 810,000 m ²)	臨海部に位置する広大な園内は、緩やかな勾配の芝生広場、バーベキュー場、臨海水族園、区立の宿泊施設等からなる都立公園。大観覧車により壮大かつ快適な空中散歩を楽しめる。
	④	葛西海浜公園	江戸川区臨海町 6 丁目 (約 4,117,000m ²)	海に面した人工なぎさを持つ都立公園。西なぎさと東なぎさから成り、西なぎさでは潮干狩りや海水浴を楽しめる。東なぎさは立入禁止で、自然の鳥や貝等の生物の生息場として保護されている。
	⑤	臨海町二丁目児童遊園	江戸川区臨海町 2-2-10 (約 3,800m ²)	都営臨海町二丁目アパートに隣接した児童遊園。広場があり、苑内には遊具、砂場、水飲み場、ベンチ等が設置されている。
	⑥	新左近川親水公園	江戸川区臨海町 2、3 (約 112,000m ²)	新左近川に隣接した、広い水辺を楽しめる親水公園。区内初のボート場を始め、デイキャンプができる芝生広場など、家族で楽しめる施設がある。
	⑦	葛西防災公園	江戸川区西葛西 8-17-1 (約 22,000m ²)	区南部地域の防災拠点として、発災時の災害対応機能を備えた公園。芝生広場・遊具広場には、区民の憩いやにぎわいの場となる広大なスペースが確保され、遊具やベンチ等が設置されている。
	⑧	なぎさ和楽公園	江戸川区西葛西 8-1-11 (約 2,000m ²)	新左近川親水公園に隣接した児童遊園。ベンチ、水飲み場、芝の広場がある。
	⑨	新長島川親水公園	江戸川区清新町 2-8、9、10 (約 13,600m ²)	新左近川親水公園と隣接した、水の階段や噴水広場のある親水公園。水辺には多様な植栽が配置された歩道では、四季折々の花や樹木を楽しめる。





①健康の道



②サイクリングロード



③葛西臨海公園



④葛西海浜公園



⑤臨海町二丁目児童遊園



⑥新左近川親水公園



⑦葛西防災公園



⑧なぎさ和楽公園

写真 9.7-1 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨新長島川親水公園

写真 9.7-2 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、表 9.7-4 に示すとおりである。

計画地周辺には、東側に葛西臨海公園、南側に葛西海浜公園が隣接している。また、一般国道 357 号（湾岸道路）を越えた北側には、臨海二丁目児童遊園、新左近川親水公園、葛西防災公園、なぎさ和楽公園、新長島川親水公園が存在している。各施設内には広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。計画地の西側には江戸川区臨海球技場第二があり、休日には児童の野球練習等が見られた。

平日の利用形態としては、各公園や健康の道では散歩のほか、周辺住民の休息利用等が見られた。また、サイクリングロードでは、サイクリング利用が見られた。平日の利用者数は、いずれの施設も、平日の利用者数は少ない傾向が見られた。

休日の利用形態としては、葛西臨海公園、新左近川親水公園、葛西防災公園では散策、休息、自然観察が見られ、広場では家族連れの広場利用が見られた。葛西臨海公園内では、葛西水族館や大観覧車、バーベキュー等の施設利用者が休日に多く見られた。葛西海浜公園では、釣りや野鳥観察のほか、初夏から夏にかけては水際での親水活動が見られた。休日はサイクリングロード利用者が多数見られたほか、健康の道や新左近川親水公園、新長島川親水公園での散策利用者が多く確認された、

臨海二丁目児童遊園、なぎさ和楽公園は、平日、休日ともに散策や休息利用のほか、児童の遊ぶ姿が見られた。

表 9.7-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	健康の道	新左近川親水公園や新中川の堤防を中心とした遊歩道であり、江戸川区南部の水辺の空間や、公園や沿道の木々や草花を楽しめるコースのため、主に散策利用が見られた。
	②	サイクリングロード	中川の水辺から東京湾岸に至り、葛西臨海公園を經由して荒川の水辺を走る葛西南部地域を中心としたサイクリングコース。河川堤防上を中心にサイクリングコースが整備されている。
公園、 児童 遊園	③	葛西臨海公園	海に面した広大な園内には、大観覧車、宿泊施設、蓮池等のある芝生広場ゾーン、親水護岸に沿う緩やかな勾配の芝生広場と展望レストハウスのある汐風の広場ゾーン、鳥類園ウォッチングセンターや野帳観察小屋とある鳥類園ゾーン、遊具の設置されたわくわく広場等があり、広遊遊戯や施設遊戯、休息、散策利用、サイクリング、自然観察と多様な利用が見られた。
	④	葛西海浜公園	海に面した人工の西なぎさでは、東なぎさ側での野鳥観察のほか、散策利用や釣り、カイト等の利用が見られた。初夏から夏にかけては、水際の潮干狩り、水遊び等の親水利用が見られた。
	⑤	臨海町二丁目児童遊園	大規模集合住宅隣接した、広場がある児童遊園で、周辺住民の散策や休息のほか、児童の広場遊戯や施設遊戯が見られた。
	⑥	新左近川親水公園	新左近川に隣接した広い水辺空間を持つ親水公園で、散策やジョギング、休息利用が見られた。春～秋季の休日には、芝生広場でのデイキャンプやバーベキュー等の利用が見られた。
	⑦	葛西防災公園	平成 27 年に新設された防災公園で、芝生広場・遊具広場では、広大な広場が確保されており、ボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、遊具やベンチが設置されており、児童の施設遊戯のほか、周辺住民の散策や休息利用、ジョギング等が見られた。
	⑧	なぎさ和楽公園	新左近川親水公園、住宅に隣接した広場のある静かな児童遊園。高木が植栽され、ベンチ、水飲み場が設置されており、休息や散策利用が見られた。
	⑨	新長島川親水公園	新左近川親水公園と隣接した、水の階段や噴水広場のある親水公園。水辺には多様な植栽が配置された歩道では、四季折々の花や樹木を楽しめるため、主に散策利用のほか休息利用が見られた。

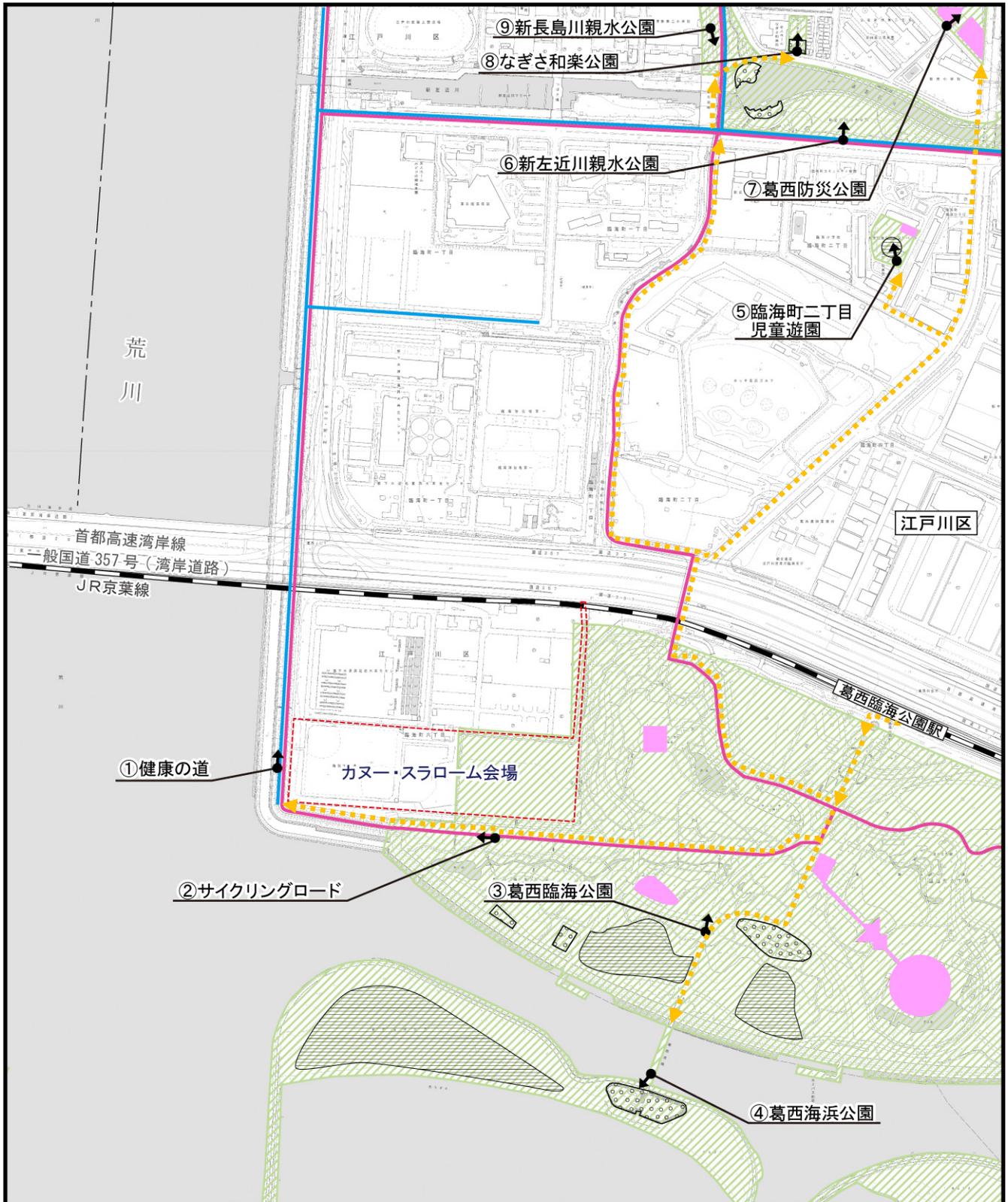
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（4）歩行者動線計画」（p.21 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からの所要時間とアクセス経路は、表 9.7-5 及び図 9.7-2 に示すとおりである。

表 9.7-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	健康の道	葛西臨海公園駅	1,300m	約 16 分
	②	サイクリングロード	—	—	—
公園、 児童遊 園	③	葛西臨海公園	葛西臨海公園駅	0m	約 0 分
	④	葛西海浜公園	葛西臨海公園駅	650m	約 8 分
	⑤	臨海町二丁目児童遊園	葛西臨海公園駅	1,800m	約 22 分
	⑥	新左近川親水公園	葛西臨海公園駅	1,900m	約 24 分
	⑦	葛西防災公園	葛西臨海公園駅	1,900m	約 24 分
	⑧	なぎさ和楽公園	葛西臨海公園駅	2,100m	約 25 分
	⑨	新長島川親水公園	葛西臨海公園駅	2,000m	約 25 分



凡 例

- | | |
|--|---|
|  計画地 |  公園等 |
|  区界 |  休息 |
|  J R |  広場遊戯 |
|  利用経路 |  施設遊戯 |
|  写真撮影地点 |  健康の道 |
| |  サイクリングロード |



Scale 1:10,000



図9.7-2
自然との触れ合い活動の場までの
利用経路

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p. 61参照) に示したとおりである。

計画地は、高い盛土地に位置している。計画地及びその周辺は、地盤高が T. P. +5m 程度の平坦な地形である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 61参照) に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用は、屋外利用地・仮設建物、供給処理施設及び公園・運動場等となっている。計画地北側には供給処理施設、スポーツ・興業施設等があり、更に北側には、集合住宅や教育文化施設等が立地している。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.7-6 に示すとおりである。

表 9.7-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(都市公園の管理)</p> <p>第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。</p>
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。</p> <p>(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)</p> <p>第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(国、地方公共団体及び住民の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。</p>

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.7-7 に示すとおりである。

表 9.7-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
江戸川区基本計画（後期） （平成 24 年 2 月 江戸川区）	<p>江戸川区基本計画は、平成 14 年作成の「えどがわ新世紀デザイン（江戸川区長期計画）」に定められた 20 年間の基本構想に掲げられている「将来都市像と基本目標」を実現するための基本的施策を体系化したものであり、平成 14 年～23 年の 10 年間の基本計画（前期）の経過に基づいて、平成 24 年～33 年の計画期間内に区が行う施策の内容、方向、手法などを示したものである。</p> <p>「豊かな水辺環境に囲まれている」という自然条件を活かし、誰もが気軽に水と緑に親しめるような環境を整備し、区民が自然とふれあうことのできる機会を充実するとともに、減少する既存の民有地の緑や農地などを保全する施策としている。</p>
江戸川区緑の基本計画 （平成 25 年 4 月 江戸川区）	<p>みどりの基本計画は、都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創出を推進し、区民と区が協働してみどりを活かしたまちづくりを行うための計画である。</p> <p>本区の将来都市像を示す「江戸川区基本構想」のもと、都市マスタープランである『街づくり基本プラン』などと連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携を図る計画としている。</p> <p>「水・緑、ともに生きる豊かな暮らし」を将来像として設定し、区民、事業者、区が協働して、「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」施策を展開する。</p>

9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとされる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内の東側は葛西臨海公園第二駐車場及び未利用地、西側は予約者のみ利用可能な江戸川区臨海球技場第二であり、自然との触れ合い活動の場は存在しない。計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードは、事業の実施により改変されることはなく、自然との触れ合い活動の場は維持される。

事業の実施により、図 7.2-6 (p. 24 参照) に示すとおり、計画地内には既設の緑地と合わせて約 9,970m²の緑地を整備する計画としており、新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、隣接する葛西臨海公園と一体的な自然との触れ合い活動の場として利用されると予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の事業の実施における、周辺地域の自然との触れ合い活動の阻害要因としては、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。建設機械の稼働に伴う大気汚染等については、「9.1 大気等」、「9.6 騒音・振動」に示したとおり、各種のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する計画としている。

また、事業の実施により、既設の緑地と合わせて約 9,970m²の緑地を整備する計画としていることから、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、計画地と隣接する葛西臨海公園、葛西海浜公園への利用経路は、葛西臨海公園駅から園路が直結しており車両の走行経路は存在せず、影響は生じないと予測する。また、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路については、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

なお、計画地周辺の散策やジョギング等の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する計画としている。

9.7.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地内には、既設の緑地と合わせて約9,970m²の新たな緑地を整備する計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。
- ・工事区域周辺には仮囲いを設置する計画としている。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。
- ・工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画である。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートを検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。
- ・開催後には、計画地内は水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく計画であり、葛西臨海公園内の園路を利用経路とすることから、相互の利用者の利便性に配慮する。

9.7.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードは、事業の実施により直接改変されることはなく、自然との触れ合い活動の場は維持される。

事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。また、既設の緑地と合わせて約9,970m²の緑の空間が整備され、隣接する葛西臨海公園と一体となった自然との触れ合い活動の場として利用されるものとする。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場は改変されず、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、一体的に利用されることから、評価の指標を満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事区域周辺には仮囲いを設置し、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、その影響を低減する。また、工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。

事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。また、既設の緑地と合わせて約9,970m²の緑地を整備する計画としている。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動は維持され、かつ、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されることから、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画としている。以上のことから、事業により利用経路に与える影響は小さく、評価の指標を満足するものとする。

また、事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。この施設への利用経路は、葛西臨海公園駅から葛西臨海公園内を経由することから、相互の利用者の利便性に配慮する計画であり、利用経路に与える影響は小さいものとする。